

会議の名称	平成21年度第3回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成21年8月6日(木)午後6時55分～8時30分		
開催場所	東村山市役所3階庁議室		
出席者及び欠席者	出席者： (委員) 木村茂光会長・川島岩治会長職務代理・臼井雅子委員・嶋田節男委員・細萱君代委員 (市事務局) 野島総務部長・藤巻総務課長・時岡情報公開係長・湯浅情報公開係主任 欠席者：千々岩浩子委員・土田士朗委員		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	1. 総務部長挨拶 2. 諮問書授受 3. 諮問審議 諮問第4号「障害者就労支援事業業務委託」 (健康福祉部障害支援課) 諮問第5号「東村山市子育て総合支援センター入退室管理システムに係る再委託」 (子ども家庭部子ども総務課) 4. 報告 「子育て応援特別手当(21年度版)業務委託」について (子ども家庭部子ども総務課)		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 時岡・湯浅 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 総務部長挨拶 (2) 部長より会長へ諮問書授受 (3) 諮問審議結果 諮問第4号「障害者就労支援事業業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。 委員意見及び障害支援課の回答 ● 諮問書P.23に「利用登録者台帳等の個人情報を持ち出す場合」とあるが、電子データを媒体に保存しての持ち出しと、紙ベースでの持ち出しの両方を想定しているのか。 利用登録者台帳は紙ベースで保管し、手書きでケース記録をつける予定である。したがって電子データではなく紙での持ち出しになる。台帳の表紙にあたる利用登録申出書の記載事項(氏名・住所等の基礎情報)についてはパソコンに入力してデータベース化を許可する予定だが、その電子データの持ち出しは想定していない。			

- 持ち出しを紙ベースに限るのであればその旨を仕様書等に明記してはどうか。
仕様書もしくはセキュリティ合意書に明記することにする。
- 受託者から市の障害支援課へ電子データで個人情報が提供されることはあるのか。
ない。
- 受託者がハローワークや学校などと連携して就労支援にあたる際に、これらの機関と利用者の個人情報を共有することが予想される。受託者から個人情報を提供するのであれば、提供について利用者の同意書をもったほうがよいのではないか。
「どういう目的でどのような情報をいただくのか」について、最初の利用登録時に利用者に十分説明して、書面で同意をとるよう受託者に求める予定である。説明や同意のとり方には、厚生労働省が出している「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を参考にしよう。
また、受託者はハローワーク、市、学校、作業所などと連携して利用者の支援にあたるため、支援に必要なときはこれらの機関に個人情報を提供することがある。このときは事前に利用者の同意を得てから行う。利用者が提供を拒否した個人情報は原則、提供しない。
- どれぐらいの利用者数を見込んでいるのか。コーディネーター2人では対応できる利用者数はかなり少ないのではないか。
先行して実施している他市ではコーディネーターを2人以上配置し、コーディネーター1人につき20~30名の利用者を受け持っている。当市ももっと人数を多く配置したいが、委託料として支払える額が限られているため最低2名常勤を基準とした。
- 他市で先行実施しているところはすべて委託なのか。業務内容からすると本来は市職員がやるべき仕事と思う。委託するのであれば、個人情報漏えいについては委託業務の従事者にも市職員と同等の罰則が科せられるということを契約書特約条項に明記してほしい。
都内はすべて委託であり、行政が直営でやっているところはない。罰則については特約条項に明記する。
- 業務がうまく実施されるかどうかはコーディネーターの資質に左右されるが、資質をどう判断するか。委託契約は法人とするので、コーディネーターの能力に問題がある場合は人の交代を法人に求めることが可能か。
明らかに能力に問題があれば、交代も含めて市と受託者で協議する。
- 受託者を変更した場合には、旧受託者が委託事業に関する個人情報を市に返却せず残っていて後日漏えいさせてしまうといったリスクがある。業務終了後は保管している個人情報すべてを市に返還又は消去しなければならないことを義務付けてほしい。
秘密の保持は契約書約款第7条に、個人情報の返還義務は特約条項第12条に定めている。個人情報の形態が紙ベースでも電子データでも同じく、市の指示にしたがって返還もしくは消去を義務づけている。
- 受託者を変更した場合に、旧受託者から新受託者へ利用者の個人情報が引継ぎされるのか。
- 引継ぎは新旧受託者間でやるのではなく、旧受託者から市に返還されたものを市から新受託者へ渡すのが原則である。
- パソコン等の機器の設置管理は受託者の責任となっているが、パソコンの

修理業者はどのように選ぶのか。修理作業中にパソコン内の個人情報にさわられるため、パソコンの修理作業は個人情報漏えいのリスクのひとつである。プライバシーマークを持った業者を選ぶなどのリスク回避が重要であることを市から指導してほしい。

修理業者は受託者が選ぶことになるが、適切に選ぶ必要性があることを指導する。

- 本事業はこれからプロポーザル方式（複数業者に企画を提案してもらい最も優れた業者を選定する）で契約をすすめることから現時点では受託者や事業詳細が未定であり、個人情報の取り扱い方法についても「予定」として諮問書が出されている。

しかし、審議会がこの諮問書に基づき審議し答申を出したあとに、プロポーザルで業者が決まり事業詳細が固まったら諮問書と違う個人情報の取り扱いが出てくる可能性があるのでは審議の意味がなくなってしまう。

適切に審議するためには、個人情報をどう取り扱うか最終案としてまとまった段階で諮問してもらわないと無理である。詳細は未定で今後変更の可能性ありでは審議できない。適切な諮問の時期について総務課で検討してほしい。

了解した。（総務課）

諮問第5号「東村山市子育て総合支援センター入退室管理システムに係る再委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

委員意見及び子ども総務課の回答

- 承認願をみると、再委託先はプライバシーマークをとっていない有限会社である。インターネットで調べてみたところ、資本金 300 万円くらいで家族経営のベンチャー会社のような印象だった。ホームページを見た限りではこの会社はソフトの開発や障害対応をするところで、パソコン等のハード面が壊れたときはどこかへ修理に出すのではないかと思う。ハード面の故障の場合にどの業者に修理に出すかは把握しているか。

パソコンの修理作業は個人情報漏えいのリスクのひとつである。作業中に個人情報が盗み見される、交換した部品に保存されていた個人情報が消去されないまま出回るといった危険性がある。

入退室管理システムをインストールするパソコンは、市が用意してセンターに設置しているものである。ハード面の修理が必要な場合は子ども総務課が情報システム課に相談して、市が契約する修理業者に出す。

- 再委託先が行うのは入退室管理システムというアプリケーションソフトをインストールするだけで、パソコンのハード面の管理は市が行う。システムを利用するのは白梅学園という理解でよいか。

そのとおり。

- セキュリティ合意書に「媒体の持ち込みは禁止する」とあるが、システムをインストールするときやバージョンアップするときには通常媒体に入れて持ってくる必要があるので、全面的に禁止するとおかしくなる。禁止すべきなのは利用登録者のデータを媒体に複製したり持ち出しすることなので、こちらを念押ししたほうがよい。

了解した。

- 白梅学園から出された再委託の承認願に、再委託業者が行う〔運用保守の

方法)として「Eメール、FAX、電話等によるサポート」と書いてあるが、諮問書にはシステムトラブル時の修復作業は再委託業者がセンターに来て行うとなっており矛盾している。
操作がわからないなど簡易な問い合わせについてはメール等で対応するが、センターに来て修復作業をすることもあとと聞いている。白梅学園に確認して修正させる。

(4) 報告

「子育て応援特別手当(21年度版)業務委託」について

子ども総務課の説明

子育て応援特別手当は平成20年度の緊急措置として全国で実施された。この業務委託については平成21年2月16日に本審議会でも可の答申を得ている。

今回、21年度も対象者を拡大して子育て応援特別手当を実施すると国から通知があった。手当対象者抽出のための電算システム改修委託が必要になるが、対象者が拡大するだけで作業内容は20年度と同様である。事務の効率化の面から前年と同じ業者に委託し、情報システム課内で作業してもらう予定でいる。住民基本台帳電算システムと外国人登録電算システムを改修して手当の支給対象者データを抽出するという作業になる。

前年は委託したシステム改修以外の業務も委託予定だが、現時点では国の実施要綱等が未成立のため事業詳細が不明である。したがって今回は早急に行う必要があるシステム改修委託について報告するに留め、それ以外の業務は、委託内容が固まり前年と変更があれば、その時点で別途諮問する。

20年度の本事業は定額給付金事業と共に今も委託業務が続いているが、根本的な問題はおきていない。

以上

この会議の資料(諮問書など)は、下記の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など)が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。